

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月14日

【会社名】 ダイソー株式会社

【英訳名】 DAISO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 佐藤 存

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目12番18号

【電話番号】 大阪(06)6110局1560(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長
川端 一 弥

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号
ダイソー株式会社東京支社

【電話番号】 東京(03)6701局3520(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支社長
馬場 一 郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 10,000,000,000円
(注) 募集金額は発行価額の総額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買
取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価
格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格
の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場
価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令
第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を
開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり
ます。

【縦覧に供する場所】 ダイソー株式会社東京支社
(東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月4日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年7月14日に「新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

「償還の方法」欄

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

欄外注記

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、転換価額等決定日が平成26年7月14日(月)となりましたので、申込期間は「平成26年7月15日(火)から平成26年7月16日(水)まで」、払込期日は「平成26年7月22日(火)」、上場日は「平成26年7月23日(水)」となります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

「償還の方法」欄

（訂正前）

償還の方法	< 前略 >										
	2 償還の方法および期限										
	< 中略 >										
	組織再編行為償還金額（％）										
	償還日	参照パリティ									
		60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
	平成26年 7月24日	99.22	100.87	103.36	106.80	111.26	116.79	123.41	131.17	140.09	150.00
	平成27年 7月24日	99.63	101.03	103.31	106.60	110.97	116.49	123.16	131.00	140.04	150.00
	平成28年 7月24日	99.68	100.71	102.70	105.82	110.17	115.77	122.61	130.68	140.00	150.00
	平成29年 7月21日	100.00	100.00	101.64	104.76	109.15	114.89	121.97	130.35	140.00	150.00
平成29年 7月24日	98.61	99.67	101.64	104.75	109.14	114.88	121.96	130.35	140.00	150.00	
平成30年 7月24日	99.04	99.49	100.74	103.28	107.45	113.37	120.93	130.00	140.00	150.00	
平成31年 7月21日	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	
<p>(注) 上記表中の数値は、平成26年7月1日(火)現在における見込みの数値であり、平成26年7月14日(月)から平成26年7月16日(水)までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティおよびその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。</p>											
< 後略 >											

（訂正後）

償還の方法	< 前略 >										
	2 償還の方法および期限										
	< 中略 >										
	組織再編行為償還金額（％）										
	償還日	参照パリティ									
		60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
	平成26年 7月22日	99.23	100.88	103.36	106.79	111.24	116.77	123.39	131.16	140.08	150.00
	平成27年 7月22日	99.65	101.05	103.32	106.60	110.97	116.48	123.15	130.99	140.03	150.00
	平成28年 7月22日	99.69	100.73	102.71	105.83	110.18	115.77	122.60	130.68	140.00	150.00
	平成29年 7月21日	100.00	100.00	101.67	104.77	109.16	114.89	121.96	130.35	140.00	150.00
平成29年 7月22日	98.67	99.71	101.67	104.77	109.16	114.89	121.96	130.35	140.00	150.00	
平成30年 7月22日	99.07	99.52	100.76	103.30	107.46	113.37	120.93	130.00	140.00	150.00	
平成31年 7月21日	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	
< 後略 >											

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額 <中略></p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、平成26年7月14日(月)から平成26年7月16日(水)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に128%から130%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が322円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整 <中略></p> <p>(2) 「特別配当」とは、平成31年7月18日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に7を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p><後略></p>
-----------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額 <中略></p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初金466円とする。ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整 <中略></p> <p>(2) 「特別配当」とは、平成31年7月18日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、15,015円(基準配当金)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p><後略></p>
----------------	---

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額および転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額および基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞および転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiso.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額および転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<後略>

(訂正後)

- (注) 1 転換価額および転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額および基準配当金をいう。以下同じ。)について、平成26年7月15日(火)付の日本経済新聞および本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiso.co.jp/>)で公表いたします。

<後略>